

死亡届出後のおもな手続きについて

亡くなられた方が下記に該当する場合は、必要書類等の詳細を担当課に確認のうえ、手続きをお願いします。

なお、死亡届出後、亡くなられた方の住民票(除票)は数日、戸籍に死亡の記載がされるまでは2週間程度かかることがありますのでご了承ください。 詳細は本庁市民課へお問い合わせください。

該当者	印西市での手続き	担当課
印鑑登録者	死亡届出後、印鑑登録は消除されますので、死亡日以降の印鑑証明書は交付できません。印鑑登録証を返却してください。	本庁市民課 各支所市民サービス課 各出張所
マイナンバーカード・住民基本台帳カード所有者	死亡届出後、マイナンバーカードと住民基本台帳カードは失効します。	
国民健康保険 ・ 後期高齢者医療保険 被保険者	国民健康保険または後期高齢者医療保険の被保険者が亡くなられた場合は、 <u>葬祭を行った方に葬祭費が支給されますので、申請手続きをしてください。</u> 詳細は担当課にお問い合わせください。 <持参するもの> ・亡くなられた方の国民健康保険または後期高齢者医療保険の被保険者証 ・亡くなられた方及び葬祭を行った方の氏名が確認できるもの (会葬礼状や領収証等で双方の氏名が記入されている書類) ・葬祭を行った方の振込先口座のわかるもの ・印鑑	本庁国保年金課 各支所市民サービス課
国民年金受給者	手続きが必要ですので、詳細は担当課にお問い合わせください。	
農業年金加入者	手続きが必要ですので、詳細は担当課にお問い合わせください。	本庁農業委員会
介護保険被保険者	介護保険被保険者証を返却してください。 相続人の代表者指定の手続きが必要ですので、詳細は担当課にお問い合わせください。	本庁高齢者福祉課 各支所市民サービス課
身体障害者手帳等 所持者	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証、障害福祉サービス受給者証を返却してください。 各種手当等を受給していた場合は、手続きが必要ですので、詳細は担当課にお問い合わせください。	本庁障がい福祉課 各支所市民サービス課
児童の保護者等	児童の保護者又は児童が亡くなられた場合は、以下の制度で手続きが必要になることがあります。申請期限がありますので、 至急 担当課にお問い合わせください。 ・児童手当 ・子ども医療費助成 ・児童扶養手当 ・ひとり親家庭等医療費等助成	本庁子育て支援課 各支所市民サービス課
原動機付自転車等 の所有者	名義変更または廃車手続きが必要ですので、詳細は担当課にお問い合わせください。	本庁課税課 各支所市民サービス課
市民税納税義務者	相続人の代表者指定の手続きが必要ですので、詳細は担当課にお問い合わせください。	
市内の土地・家屋 の所有者	相続人の代表者指定の手続きが必要ですので、詳細は担当課にお問い合わせください。	本庁課税課 各支所市民サービス課
	また、所有地に森林がある場合には名義変更の手続きが必要ですので、詳細は担当課にお問い合わせください。	本庁農政課
犬の登録者	登録事項の変更手続きが必要ですので、詳細は担当課にお問い合わせください。	本庁環境保全課 各支所市民サービス課

【問い合わせ先】

●印西市役所（本庁）※各担当課へ
TEL0476-42-5111（代）

●印旛支所市民サービス課 TEL0476-98-1116
〒270-1693 印西市美瀬1-25

〒270-1396 印西市大森2364-2

●本埜支所市民サービス課 TEL0476-97-1111（代）
〒270-2392 印西市笠神2587